

2021 年 1 月 5 日

大阪府大阪市中心区本町三丁目 6 番 4 号

岩谷産業株式会社

代表取締役社長 間島 寛

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 第 1 項に基づく事後備置書面)

2021 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、岩谷マルキガス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。会社法第 801 条第 1 項の定めに従い、下記のとおり、岩谷マルキガス株式会社の権利義務その他吸収合併に関する事項として会社法施行規則第 200 条に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 本件吸収合併が効力を生じた日

2021 年 1 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における手続きの経過

- (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過、ならびに同法第 785 条、第 787 条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社である岩谷マルキガス株式会社は当社の完全子会社であるため、会社法第 784 条の 2 および同法第 785 条の規定に基づく請求については該当がありません。また、同社の新株予約権は存在しないため、同法第 787 条に該当する事項はありません。

- (2) 会社法第 789 条の規定による手続きの経過

岩谷マルキガス株式会社は、2020 年 11 月 13 日付けの官報への公告、かつ、同日付けの知れている債権者に対する各別への催告により、本件吸収合併についての異議申述公告・催告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続きの経過

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

本件吸収合併は、会社法第 796 条の 2 に掲げる場合に該当しません。

- (2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件吸収合併を

実施したため、反対株主の株式買取請求手続の経過について、該当事項はありません。
なお、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項に基づき、2020 年 11 月 13 日付けの電子公告により、吸収合併をする旨、ならびに岩谷マルキガス株式会社の商号および住所を公告いたしましたところ、1 名の株主から反対通知があり、その議決権の合計は 1 個でした。会社法第 796 条第 3 項による会社法施行規則第 197 条に定める数に達せず、簡易吸収合併の支障になりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

当社は、2020 年 11 月 13 日付けの官報および同日付けの電子公告により、同条第 1 項第 1 号に掲げる債権者に対する本件吸収合併についての異議申述公告を行いました
が、異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 存続会社が承継した消滅会社の重要な権利義務に関する事項

当社は、2021 年 1 月 1 日をもって、岩谷マルキガス株式会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
(吸収合併契約の内容を除く。)

別紙のとおりです。

6. 本件吸収合併による変更の登記をした日

本件吸収合併に係る変更登記は、2021 年 1 月 8 日に申請する予定です。

7. 前各号のほか、本件吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2020 年 11 月 13 日

大阪府大阪市中央区本町三丁目 6 番 4 号
岩谷マルキガス株式会社
代表取締役社長 渡邊 雅則

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

当社は、2020 年 10 月 30 日付けで岩谷産業株式会社（以下、「岩谷産業」という。）との間で締結した合併契約書に基づき、2021 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、岩谷産業を吸収合併存続会社とする吸収合併を行うことといたしました。

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の規定に基づき、ここに本合併に関わる事前開示を致します。

記

1. 吸収合併契約の内容

2020 年 10 月 30 日付で当社と岩谷産業が締結した合併契約書は、別紙 1 の通りです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社である岩谷産業は当社の発行済株式全部を所有しているため、本合併による株式その他金銭等の交付はありません。

3. 吸収合併に関わる新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の最終事業年度に関わる計算書類等

岩谷産業の最終事業年度に関わる計算書類等は別紙 2 のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日後の岩谷産業の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日後の同社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況につきまして、同社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併後における同社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

岩谷産業の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項第 1 号イ）

第 77 期

事 業 報 告
連 結 計 算 書 類
計 算 書 類

事業年度 自 2019年 4 月 1 日
至 2020年 3 月 31 日

岩谷産業株式会社

目 次

	頁
事 業 報 告	1
連 結 計 算 書 類	3 2
連 結 貸 借 対 照 表	3 2
連 結 損 益 計 算 書	3 3
連結株主資本等変動計算書	3 4
連 結 注 記 表	3 5
計 算 書 類	4 8
貸 借 対 照 表	4 8
損 益 計 算 書	4 9
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	5 0
個 別 注 記 表	5 1

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、米中貿易摩擦に端を発する外需の低迷が見られましたが、堅調な個人消費に支えられ、上半期は緩やかな成長を維持しました。その後、消費税増税の駆け込み需要の反動による個人消費や設備投資の減少が見られ、直近では新型コロナウイルスの影響により、世界経済の減速やサプライチェーンの寸断、外国人旅行客の激減などにより、個人消費が大きく低迷しました。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「PLAN20」の基本方針である「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」に取り組みました。

L P ガス事業については、当社独自のIoTプラットフォームの構築に向けた取り組みとして、京丹後市と協定を締結し、同市内のL P ガス顧客に設置した通信機能付きガス漏れ警報器に電気・ガス・水道メーターを接続し、使用状況などのデータ収集を行う実証試験を開始しました。

水素エネルギー社会の実現に向けては、当社が参画する再生可能エネルギーを利用した世界最大級の水素製造装置を備えた「福島水素エネルギー研究フィールド」が完成し、稼働を開始しました。また、F C バスへの本格的な充填が可能なイワタニ水素ステーション 東京葛西を開所し、当社の運営するステーションは28ヶ所となりました。なお、2020年5月までに新たに9ヶ所の水素ステーションの開所を予定しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、

売上高	6,867億71百万円	(前年度比	283億13百万円の減収)
営業利益	287億28百万円	(前年度比	22億72百万円の増益)
経常利益	322億70百万円	(前年度比	23億17百万円の増益)
親会社株主に帰属する当期純利益	209億94百万円	(前年度比	17億73百万円の増益)

となりました。

セグメント別の概況は次のとおりです。

■ 総合エネルギー事業

総合エネルギー事業は、L P ガス輸入価格の下落に伴う販売価格の低下や、気温が例年より高く推移したことによる販売数量の減少により減収となりました。

一方、利益面では、L P ガスの市況要因（前年度比25億48百万円のプラス）に加え、「カセットこんろ・ボンベ」やガス保安機器、およびL P ガス非常用発電機の販売が好調に推移したことにより増益となりました。

この結果、当事業分野の売上高は3,135億6百万円（前年度比226億82百万円の減収）、営業利益は139億90百万円（同28億78百万円の増益）となりました。

■ 産業ガス・機械事業

産業ガス・機械事業は、エアセパレートガスについては、電子部品業界および光ファイバー業界向けの販売が減少しましたが、ヘリウムは、世界的な需給ひっ迫が継続し、市況上昇により増収となりました。液化水素は、半導体業界および光ファイバー業界向けの販売が低調に推移しましたが、水素関連設備案件が増加しました。

機械設備については、大型案件の反動減により売上が減少しましたが、電子部品製造装置や溶接装置などが好調に推移しました。

この結果、当事業分野の売上高は1,905億20百万円（前年度比24億18百万円の増収）、営業利益は119億86百万円（同7億65百万円の増益）となりました。

■ マテリアル事業

マテリアル事業は、低環境負荷 P E T 樹脂やエアコン向け金属加工品の販売が伸長しましたが、二次電池材料の市況が下落したことに加え、機能性フィルムの販売が減少しました。また、ミネラルサンドについては、国内でチタンの販売は増加しましたがジルコンは減少し、収益が減少しました。

この結果、当事業分野の売上高は1,495億65百万円（前年度比95億37百万円の減収）、営業利益は45億5百万円（同12億34百万円の減益）となりました。

■ 自然産業事業

自然産業事業は、外食および事業所給食向け冷凍食品の販売が伸長しました。また、種豚の出荷は減少しましたが、農業設備および畜産設備案件は堅調に推移しました。

この結果、当事業分野の売上高は273億13百万円（前年度比8億73百万円の増収）、営業利益は11億84百万円（同3億90百万円の増益）となりました。

■ その他

売上高は58億66百万円（前年度比6億14百万円の増収）、営業利益は8億62百万円（同1億14百万円の減益）となりました。

事業セグメント別の売上高

(単位：百万円)

事業セグメント	当連結会計年度 (第77期)		前連結会計年度 (第76期)		前年度比	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	増減	増減率(%)
総合エネルギー事業	313,506	45.6	336,188	47.0	△22,682	△6.7
産業ガス・機械事業	190,520	27.7	188,102	26.3	2,418	1.3
マテリアル事業	149,565	21.8	159,102	22.2	△9,537	△6.0
自然産業事業	27,313	4.0	26,440	3.7	873	3.3
その他	5,866	0.9	5,251	0.8	614	11.7
合計	686,771	100.0	715,085	100.0	△28,313	△4.0

(注) 当連結会計年度より、連結子会社2社について事業区分の見直しを行っております。そのため、前連結会計年度との比較は見直し後の区分に基づいております。

(2) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループによる社債発行等による資金調達はありません。

(3) 企業集団の設備投資の状況

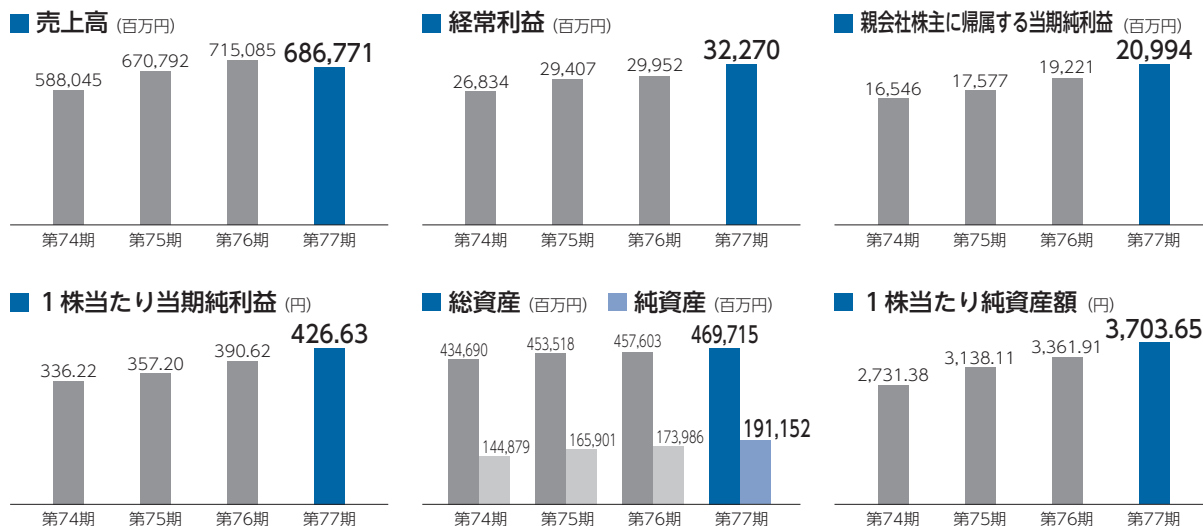
当連結会計年度において、当社グループの販売体制の強化、物流の整備、保安の確保等を目的とした投資で総額216億円を実施いたしました。

セグメント別には、総合エネルギー事業でL P ガス基地の拡充及びL P ガス供給設備等に35億円、産業ガス・機械事業で高圧ガス基地の拡充及び各種高圧ガス供給設備等に64億円、マテリアル事業で26億円、その他で89億円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期	第75期	第76期	第77期 (当連結会計年度)
	(2016.4.1 ~ 2017.3.31)	(2017.4.1 ~ 2018.3.31)	(2018.4.1 ~ 2019.3.31)	(2019.4.1 ~ 2020.3.31)
売 上 高	588,045 百万円	670,792 百万円	715,085 百万円	686,771 百万円
経 常 利 益	26,834 百万円	29,407 百万円	29,952 百万円	32,270 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	16,546 百万円	17,577 百万円	19,221 百万円	20,994 百万円
1 株当たり当期純利益	336.22 円	357.20 円	390.62 円	426.63 円
総 資 産	434,690 百万円	453,518 百万円	457,603 百万円	469,715 百万円
純 資 産	144,879 百万円	165,901 百万円	173,986 百万円	191,152 百万円
1 株当たり純資産額	2,731.38 円	3,138.11 円	3,361.91 円	3,703.65 円



- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いました。第74期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しています。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号2018年2月16日）を第76期より適用しており、第75期の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値で表示を行っております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期	第75期	第76期	第77期 (当事業年度)
	(2016.4.1 ～ 2017.3.31)	(2017.4.1 ～ 2018.3.31)	(2018.4.1 ～ 2019.3.31)	(2019.4.1 ～ 2020.3.31)
売 上 高	407,791 百万円	480,940 百万円	508,773 百万円	472,954 百万円
経 常 利 益	15,334 百万円	17,108 百万円	13,813 百万円	16,241 百万円
当 期 純 利 益	11,337 百万円	12,310 百万円	10,626 百万円	12,478 百万円
1 株当たり当期純利益	230.15 円	249.93 円	215.75 円	253.30 円
総 資 産	315,162 百万円	319,361 百万円	323,079 百万円	331,220 百万円
純 資 産	91,152 百万円	104,464 百万円	110,013 百万円	118,272 百万円
1 株当たり純資産額	1,850.38 円	2,120.98 円	2,233.77 円	2,400.81 円

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いました。第74期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しています。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を第76期より適用しており、第75期の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値で表示を行っております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
岩 谷 瓦 斯 株 式 会 社	百万円 1,619	% 100.00	高圧ガス及び低温容器等の製造・販売
イ ワ タ ニ 近 畿 株 式 会 社	208	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
イワタニ・ケンボロー株式会社	109	100.00	種豚、肉豚の生産・販売
岩 谷 興 産 株 式 会 社	170	100.00	金銭貸付・リース業
岩 谷 テ ク ノ 株 式 会 社	300	100.00	建築工事・内装設計施工業、建築材料・管工機材・住宅機器の販売
イ ワ タ ニ 東 海 株 式 会 社	200	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
岩 谷 物 流 株 式 会 社	441	95.83 (47.45)	貨物の運送
イ ワ タ ニ 北 海 道 株 式 会 社	100	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
岩 谷 マ テ リ ア ル 株 式 会 社	300	100.00	合成樹脂原料の販売、合成樹脂製品の製造・販売、金属製品の販売
岩 谷 マ ル キ ガ ス 株 式 会 社	100	100.00	持株会社
エ ー テ ッ ク 株 式 会 社	40	96.00 (6.15)	低温機器の製造・販売
キンセイマテック株式会社	379	52.78	セラミックス、グラスファイバー等工業用素材原料の製造・販売
セントラル石油瓦斯株式会社	463	100.00	液化石油ガス等の販売
西日本イワタニガス株式会社	354	100.00	高圧ガス等の販売
DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD. (大連岩谷气体机具有限公司)	3,783	100.00 (15.94)	高圧ガスの製造・販売
D O R A L P T Y L T D. (ド ラ ー ル 会 社)	千オーストラリアドル 23,883	100.00	豪州における鉱物原料事業の持株会社
IWATANI (CHINA) LIMITED (岩 谷 (中 国) 有 限 公 司)	千USドル 30,000	100.00	中国における事業投資
IWATANI CORPORATION (HONG KONG) LTD. (香 港 岩 谷 有 限 公 司)	千香港ドル 5,000	100.00	金属製品・情報機器等の輸出入・販売

- (注) 1. 議決権比率の下段 () 内の数字は、内書きで子会社による間接所有の議決権比率であります。
2. 連結子会社は上記の重要な子会社18社を含む106社、持分法適用会社は91社であります。

(6) 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの世界的な拡大により世界経済の減速が予測されます。日本経済においても、個人消費や設備投資を中心とした内需の縮小が見込まれるなど、厳しい事業環境を想定しています。

一方で、世界各国が大規模な経済対策を実施する動きが見られることや、防災意識や安定した生活インフラに対する意識の高まりなど、当社にとって新たな事業チャンスが広がっています。

このような状況のもと、当社は創業90周年を迎え、2021年3月期を最終年度とする中期経営計画「P L A N 2 0」を通じて、「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」に取り組みます。

総合エネルギー事業は、引き続きM&Aの推進によりL P ガス消費者戸数の拡大を図り、L P ガスの販売数量の増加に努めます。また、L P ガスや都市ガス顧客に対して、ガス関連機器の拡販を行うとともに、インターネットなどの販売チャネルも活用したBtoC商品の販売を強化します。カートリッジガス事業においては国内外での事業拡大を図ります。

産業ガス・機械事業は、エアセパレートガスや液化水素の拡販に加え、水素ステーションの建設・運営や水素関連設備の販売強化に努めます。また、機械設備については、産業ガス事業との相乗効果を発揮し、自動車、半導体、環境関連などの成長分野を中心に拡販し、事業拡大を図ります。

マテリアル事業は、バイオマス燃料や低環境負荷P E T樹脂などの環境商品に加え、二次電池材料や機能性フィルムを中心とした電子材料の拡販に努めます。また、海外事業の強化に取り組み、事業規模の拡大を図ります。

自然産業事業は、品質管理を徹底し、国内外で安全・安心を最優先した事業展開に努めます。冷凍食品は、外食や惣菜・弁当などの中食業界向けに冷凍野菜の新規開拓に取り組みます。また、農業生産事業への参入や省人化・自動化機器の開発・販売、大手養豚事業会社向け畜産設備・種豚販売を強化します。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主 要 な 商 品
総 合 エ ネ ル ギ ー 事 業	家庭用・業務用・工業用ＬＰガス、ＬＰガス供給機器・設備、液化天然ガス、石油製品、家庭用厨房機器、住設機器、エネファーム、ＧＨＰ、日用品、カセットこんろ、カセットボンベ、ミネラルウォーター、電気 他
産 業 ガ ス ・ 機 械 事 業	エアセパレートガス、水素、ヘリウム、その他特殊ガス、ガス供給設備、溶接材料、溶接・溶断機器、産業用機械・装置、産業用ロボット、ポンプ・圧縮機、水素ステーション設備、防災設備、高圧ガス容器、半導体製造装置、電子部品製造装置、工作・板金機械、製薬・食品機械、環境関連装置 他
マ テ リ ア ル 事 業	ステンレス、アルミ、非鉄金属、樹脂原料、樹脂成型品、機能性フィルム、ディスプレイ材料、二次電池材料、ミネラルサンド、セラミックス原料、バイオマス燃料 他
自 然 産 業 事 業	冷凍野菜、冷凍水産品、冷凍肉製品、健康食品、農業設備、農業資材、種豚、畜産設備・機材 他
そ の 他	金融、保険、運送、情報処理 他

(8) 主要な事業所及び基地

① 当社の主要な事業所及び基地

本 社：大阪、東京

支 社：北海道（札幌）、東北（仙台）、関東（さいたま）、首都圏（東京）、中部（名古屋）、近畿（大阪）、中国（広島）、九州（福岡）、シンガポール

基 地：堺ＬＰＧ輸入ターミナル

② 主要な子会社の事業所

岩谷瓦斯(株)（大阪）

岩谷興産(株)（大阪）

岩谷テクノ(株)（大阪）

岩谷物流(株)（大阪）

岩谷マテリアル(株)（東京）

岩谷マルキガス(株)（大阪）

キンセイマテック(株)（大阪）

セントラル石油瓦斯(株)（東京）

西日本イワタニガス(株)（大阪）

DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD.（大連岩谷气体机具有限公司）（中国）

DORAL PTY LTD.（ドラール会社）（オーストラリア）

IWATANI（CHINA）LIMITED（岩谷（中国）有限公司）（中国）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前年度末比増減
総合エネルギー事業	4,974 名	+41 名
産業ガス・機械事業	2,209	+69
マテリアル事業	1,785	△35
自然産業事業	179	△1
その他の	383	+16
全社(共通)	319	+10
合計	9,849	+100

(注) 1. 上記人員は就業人員であります。

2. 当連結会計年度より、連結子会社2社について事業区分の見直しを行っております。そのため、前連結会計年度との比較は見直し後の区分に基づいております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,275 名	+32 名	39.3 歳	15.5 年

(注) 上記人員は就業人員であり、関係会社等への出向社員211名、労働組合専従者2名及び休職者3名の合計216名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

① 企業集団の主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	22,671
株式会社三井住友銀行	10,818
株式会社みずほ銀行	7,989
株式会社りそな銀行	7,632
農林中央金庫	7,083
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,121
日本生命保険相互会社	3,700
株式会社滋賀銀行	2,400

② 当社の主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	18,176
株式会社三井住友銀行	8,011
株式会社りそな銀行	5,830
株式会社みずほ銀行	5,829
農林中央金庫	5,142
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,121
日本生命保険相互会社	3,700
株式会社滋賀銀行	2,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

120,000,000株

(2) 発行済株式の総数

49,263,643株（自己株式数1,009,362株を除く。）

(3) 株主数

23,389名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人岩谷直治記念財団	4,132 ^{千株}	8.39 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,414	6.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,008	4.08
株式会社三菱UFJ銀行	1,336	2.71
有限会社テツ・イワタニ	1,300	2.64
株式会社りそな銀行	1,177	2.39
岩谷産業泉友会	944	1.92
日本生命保険相互会社	898	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	889	1.81
イワタニ炎友会	805	1.64

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（1,009,362株）を控除して計算しております。
2. 岩谷産業泉友会は、当社従業員による持株会であります。
3. イワタニ炎友会は、当社と取引関係にある企業等による持株会であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2015年10月6日開催の取締役会の決議に基づき発行した「2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

社債の総額	300億円
社債の発行日	2015年10月22日
償還の期日	2020年10月22日
社債に付された新株予約権の総数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、社債の価額は、その額面金額と同額とする。
転換価額	3,670.4円（ただし、一定の条件のもと調整される。）
新株予約権の行使期間	2015年11月5日から2020年10月8日まで

(注) 2019年6月19日開催の第76回定時株主総会において、当社の期末配当金について、普通株式1株につき65円とする剰余金処分案が承認可決されたため、2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、転換価額を3,670.4円に調整いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	牧 野 明 次	(重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯(株) 取締役 岩谷瓦斯(株) 取締役会長 キンセイマテック(株) 取締役 ダイキン工業(株) 社外取締役
代表取締役副会長	渡 邊 敏 夫	(重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯(株) 監査役 岩谷瓦斯(株) 監査役 キンセイマテック(株) 監査役
代表取締役社長執行役員	谷 本 光 博	
取締役副社長執行役員	上 羽 尚 登	営業部門管掌 新事業・新商品開発室担当 (重要な兼職の状況) DORAL PTY LTD. DIRECTOR (ドラール会社 取締役) IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷(中国)有限公司 取締役)
取締役副社長執行役員	間 島 寛	管理部門管掌 イノベーション推進部、 市場・経済調査部、経営企画部、広報部 各担当
取締役専務執行役員	岩 谷 直 樹	業務部、監査部 各担当 危機管理委員会委員長
取締役専務執行役員	太 田 晃	総務人事部、法務部 各担当
取締役専務執行役員	渡 邊 聡	技術・エンジニアリング本部長 中央研究所担当、水素エネルギー担当 (重要な兼職の状況) エーテック(株) 取締役
取締役専務執行役員	堀 口 誠	産業ガス本部、水素本部、機械本部 各担当 お客様サービス本部長 (重要な兼職の状況) 西日本イワタニガス(株) 取締役 IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷(中国)有限公司 取締役)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役常務執行役員	大 川 格	情報企画部、経理部 各担当 (重要な兼職の状況) 岩谷瓦斯(株) 監査役 西日本イワタニガス(株) 監査役 岩谷興産(株) 取締役 岩谷物流(株) 監査役 IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷 (中国) 有限公司 取締役)
社 外 取 締 役	村 井 眞 二	(重要な兼職の状況) 大阪大学 名誉教授 奈良先端科学技術大学院大学 名誉教授・特任教授
社 外 取 締 役	森 詳 介	(重要な兼職の状況) ANAホールディングス(株) 社外取締役 阪急阪神ホールディングス(株) 社外取締役 (株)ロイヤルホテル 社外取締役
常 勤 監 査 役	尾 濱 豊 文	
常 勤 監 査 役	福 澤 芳 秋	
社 外 監 査 役	堀 井 昌 弘	(重要な兼職の状況) さくら法律事務所 代表弁護士 東洋シヤッター(株) 社外取締役
社 外 監 査 役	篠 原 祥 哲	(重要な兼職の状況) 篠原祥哲公認会計士事務所 公認会計士 (株)篠原経営経済研究所 代表取締役 (株)TSIホールディングス 社外取締役 積水ハウス(株) 社外監査役

(注) 1. 取締役村井眞二、森詳介の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ております。

監査役尾濱豊文氏は長年にわたり当社経営企画部門で予算統制業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役福澤芳秋氏は長年にわたり当社の経理業務と経営企画部門で予算統制業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役堀井昌弘氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ており、弁護士の資格を有しております。

監査役篠原祥哲氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ており、公認会計士の資格を有しております。

2. 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

3. 当事業年度中の会社役員の異動は次のとおりであります。

- ・2019年6月19日開催の第76回定時株主総会における異動

就任

取締役 森 詳 介

退任（辞任）

取締役 舟 木 隆

取締役 渡 邊 雅 則

取締役 山 本 裕

取締役 稲 田 和 正

取締役 田井中 秀 喜

取締役 内 藤 碩 昭

4. 当事業年度中の会社役員の地位の異動は次のとおりであります。（ ）内は従前の地位であります。

- ・2019年4月1日付

代表取締役会長兼CEO	(代表取締役会長兼CEO兼執行役員)	牧 野 明 次
代表取締役副会長	(代表取締役副会長兼執行役員)	渡 邊 敏 夫
代表取締役 社長執行役員	(代表取締役社長兼執行役員)	谷 本 光 博
取締役 副社長執行役員	(取締役副社長兼執行役員)	上 羽 尚 登
取締役 副社長執行役員	(専務取締役兼執行役員)	間 島 寛
取締役 専務執行役員	(常務取締役兼執行役員)	岩 谷 直 樹
取締役 専務執行役員	(常務取締役兼執行役員)	太 田 晃
取締役 専務執行役員	(常務取締役兼執行役員)	渡 邊 聡
取締役 専務執行役員	(常務取締役兼執行役員)	堀 口 誠
取締役 常務執行役員	(取締役兼執行役員)	大 川 格
取締役	(専務取締役兼執行役員)	舟 木 隆
取締役	(常務取締役兼執行役員)	渡 邊 雅 則
取締役	(取締役兼執行役員)	山 本 裕
取締役	(取締役兼執行役員)	稲 田 和 正
取締役	(取締役兼執行役員)	田井中 秀 喜

5. 当事業年度中の会社役員の委嘱業務（担当）の異動は次のとおりであります。

・2019年4月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
取締役 副社長執行役員	上 羽 尚 登	営業部門管掌 新事業・新商品開発室担当	営業部門担当
取締役 副社長執行役員	間 島 寛	管理部門管掌 イノベーション推進部、 市場・経済調査部、 経営企画部、広報部 各担当	経営企画部、 市場・経済調査部、 広報部、環境保安部 各担当
取締役 専務執行役員	堀 口 誠	産業ガス本部、水素本部、 機械本部 各担当 お客様サービス本部長	産業ガス・機械事業本部長 産業ガス・機械本部長 水素本部長 お客様サービス本部長
取締役 常務執行役員	大 川 格	情報企画部、経理部 各担当	経理部長
取 締 役	舟 木 隆		総合エネルギー事業本部長 調達本部長 水素エネルギー担当
取 締 役	渡 邊 雅 則		総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長 マル中会事業部長 生活総合サービス部長
取 締 役	山 本 裕		海外事業本部長
取 締 役	稲 田 和 正		総合エネルギー事業本部 カートリッジガス本部長
取 締 役	田井中 秀 喜		マテリアル本部長

6. 当事業年度末日後の会社役員の地位の異動は次のとおりであります。

() 内は従前の地位であります。

・ 2020年4月1日付

代表取締役 社長執行役員	(取締役 副社長執行役員)	間 島 寛
取締役 副社長執行役員	(取締役 専務執行役員)	堀 口 誠
取締役 専務執行役員	(取締役 常務執行役員)	大 川 格
取締役 相談役	(代表取締役 社長執行役員)	谷 本 光 博
取締役	(取締役 副社長執行役員)	上 羽 尚 登

7. 当事業年度末日後の会社役員の委嘱業務 (担当) の異動は次のとおりであります。

・ 2020年4月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	間 島 寛		管理部門管掌 イノベーション推進部、 市場・経済調査部、 経営企画部、広報部 各担当
取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	堀 口 誠	営業部門管掌 産業ガス本部、水素本部、 機械本部 各担当 お客様サービス本部長	産業ガス本部、水素本部、 機械本部 各担当 お客様サービス本部長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	太 田 晃	経営企画部、広報部、 未来創造室 各担当	総務人事部、法務部 各担当
取 締 役 専 務 執 行 役 員	大 川 格	経理部、法務部、 情報企画部 各担当	情報企画部、経理部 各担当
取 締 役	上 羽 尚 登		営業部門管掌 新事業・新商品開発室担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	18 (3)	1,358 (63)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	188 (60)
合 計	22	1,547

- (注) 1. 取締役の報酬額は年額14億円以内（2016年6月28日開催の第73回定時株主総会決議）、また、監査役の報酬額は年額3億円以内（2012年6月26日開催の第69回定時株主総会決議）とし、従業員兼務取締役の従業員としての職務に対する報酬を含めないものとしております。
2. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与482百万円（取締役10名に対する482百万円（社外取締役は除く））を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の総額には、譲渡制限付株式の付与による報酬45百万円（取締役10名に対する45百万円（社外取締役を除く））を含んでおります。なお、譲渡制限付株式の付与による報酬額は上記（注1）とは別枠で年額2億6千万円以内（2019年6月19日開催の第76回定時株主総会決議）としております。
4. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	関 係
取 締 役	村 井 眞 二	大阪大学	名誉教授	特別の関係はありません
		奈良先端科学技術大学院大学	名誉教授・ 特任教授	特別の関係はありません
取 締 役	森 詳 介	ANAホールディングス(株)	社外取締役	特別の関係はありません
		阪急阪神ホールディングス(株)	社外取締役	特別の関係はありません
		(株)ロイヤルホテル	社外取締役	特別の関係はありません
監 査 役	堀 井 昌 弘	さくら法律事務所	代表弁護士	顧問法律事務所
		東洋シャッター(株)	社外取締役	特別の関係はありません
監 査 役	篠 原 祥 哲	篠原祥哲公認会計士事務所	公認会計士	特別の関係はありません
		(株)篠原経営経済研究所	代表取締役	特別の関係はありません
		(株)TSIホールディングス	社外取締役	特別の関係はありません
		積水ハウス(株)	社外監査役	特別の関係はありません

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	村 井 眞 二	17回開催された取締役会に17回出席し、長年にわたる研究機関の責任者としての経験に基づき、適宜、意見の表明を行いました。
取 締 役	森 詳 介	2019年6月19日就任以降13回開催された取締役会に13回出席し、長年にわたる大会社の経営経験に基づき、適宜、意見の表明を行いました。
監 査 役	堀 井 昌 弘	17回開催された取締役会に17回、13回開催された監査役会に13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、意見の表明を行いました。
監 査 役	篠 原 祥 哲	17回開催された取締役会に16回、13回開催された監査役会に13回出席し、公認会計士としての専門的知識・経験や多くの会社の社外役員の経験に基づく幅広い見地から、適宜、意見の表明を行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

86百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

112百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の独立性、監査の品質を確認し、前事業年度における職務執行状況や報酬見積み根拠、並びに監査計画の内容などについて検証を行った結果、適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO.,LTD. (大連岩谷気体机具有限公司)、DORAL PTY LTD. (ドラル会社)、IWATANI(CHINA)LIMITED (岩谷(中国)有限公司) 及びIWATANI CORPORATION(HONG KONG)LTD. (香港岩谷有限公司) は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、合意された手続きに関わる業務に対する報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。また、監査役会は、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、創業以来、「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」を企業理念として掲げ、常に世の中が求める新しい価値、お客様が求める価値の創造に努め、社会に貢献することを目指しています。

株主様、お取引先様、従業員などからの信頼と期待に応えることが会社繁栄の絶対条件と考え日々の事業経営に取り組んでおります。

この企業理念を踏まえ、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システム基本方針を定め、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の業務の適正を確保するための体制を構築・運用しております。

① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正かつ健全に行うため、実効性ある内部統制システムと遵法体制の構築・運用に努めます。監査役会は、課題の早期発見と是正に向けて、会社の業務執行を監視します。

また、当社グループの事業活動における遵法体制の徹底、強化のために、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守の徹底を図ります。さらに、あらゆる事業活動の局面においてグループの経営者、従業員が遵守すべき規範である「イワタニ企業倫理綱領」により、経営理念や倫理観・価値観を共有するとともに、コンプライアンス研修を実施することで、コンプライアンス意識の向上を図ります。

財務報告の信頼性確保に向けては、金融商品取引法及び関係法令に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制システム構築の基本的計画及び方針を定め、グループ全体で十分な体制の構築と適切な運用に努めます。

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処することを当社グループの行動指針として制定するとともに、平素より対応統括部署を定め外部専門機関と連携し、不当要求への対応、反社会的勢力に関する情報収集を行います。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、取締役会、取締役・執行役員合同会議等の議案書・議事録、その他その職務の執行に係る情報を法令・社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理体制として、社長直轄の組織として「危機管理委員会」を設置し、グループ全体のリスクを統合的に管理します。当委員会の傘下には、コンプライアンス、工場保安等の想定される主要なリスクに対応する個別委員会を設け、顕在しないし潜在する企業危機への総合的な対応を行います。

④ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの中期経営計画を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入するとともに、グループ企業の経営を統括する部門を設置し、グループ全体の基本戦略や経営課題を討議するための会議を定期的に開催します。

当社では、取締役の職務の執行を効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めることにより、取締役会のもつ企業戦略の意思決定機能及び監督機能を強化し、より効率的な経営を推進します。

また、職務分掌に係る規程、決裁に係る規程に基づき、職務の執行の効率化を図り、併せて基幹系情報システムの活用により、経営資源の統合的な管理と全社的な業務の効率化に取り組みます。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は「グループ経営に関する規程」に基づき、グループ企業の経営計画・年度予算等、経営の重要事項に関する事前承認事項やその他の事業活動の報告事項を定め、定期的な報告に加え、異常事態発生時には迅速な報告を義務付けることで、業務の適正を確保します。

当社グループの事業活動の行動規範である「イワタニ企業倫理綱領」を周知徹底することで、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図ります。

また、社長直轄の組織として「監査部」を設置し、監査役会と密接な関係・連携を持って内部監査を定期的実施し、グループ全体の事業活動が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査します。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

専任の監査役担当を配置し、監査役の補助者及び監査役会の事務局として、監査業務や監査役会の運営を補助します。

⑦ 当社の監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役担当の人事については、監査役会の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。また、業務の遂行に当たっては監査役の指揮命令に従います。

⑧ 当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、取締役・執行役員合同会議で決議された事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、当社グループにおける内部監査の実施状況、内部通報制度の運用状況、その他監査役にその職務遂行上報告する必要があると判断した事項について速やかに適切な報告を行うものとします。

また、当社の監査役は、グループ企業の監査役より内部統制の状況等につき定期的に報告を受ける他、会計監査人から会計監査内容につき説明を受ける等、情報の交換を行います。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底します。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担するため、監査計画に基づき予算を計上します。

また、監査役は、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役が全ての取締役会、取締役・執行役員合同会議などの重要な会議に出席することに加え、監査役及び監査役会は、代表取締役並びに会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持つことで、会社の業務執行を監査する上での実効性を高めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスについて

当社グループでは、企業理念に基づく具体的行動規範「イワタニ企業倫理綱領」を定め、冊子や電子掲示板を通じてグループ全体への周知徹底に努めました。また、コンプライアンス委員会を年2回開催し、法令遵守に係る研修の実施状況、労務管理対応、法改正等について確認し、法令遵守の徹底を図りました。その他、当社従業員を対象とした法務研修や、グループ会社での経営者・新任役員・管理職研修を通してコンプライアンス意識の向上に努めました。反社会的勢力との関係遮断については、平素より対応統括部署にて外部専門機関と連携し情報収集に当たるとともに、行動指針を定め冊子として従業員に配布しております。

② リスク管理について

「危機管理委員会運営規程」に基づき危機管理委員会を年1回開催し、その分科会であるコンプライアンス委員会や工場保安委員会等、8委員会からの報告を受け、顕在しないし潜在する企業危機への管理状況を確認し、適切な対応を行いました。

③ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社グループは、2021年3月期を最終年度とする中期経営計画「PLAN20」を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理を行っています。経営幹部が出席して年に1回開催する経営戦略会議ではグループ全体の基本戦略や経営課題を討議しました。取締役等の職務の執行については、効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めています。本年度は取締役・執行役員合同会議を年12回開催し、職務規程、業務執行規程及び決裁基準に基づき効率的な意思決定を図りました。また、取締役会の実効性の維持・向上のために、取締役、監査役に対しアンケートを実施し、当社取締役会の機能向上に取り組むとともに、取締役、執行役員に対し取締役会の職務や責任等に関するトレーニングプログラムを定期的に行うことで、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽の機会を提供しています。

④ 内部統制・内部監査全般の活動状況について

当社グループは、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社グループにおける内部統制評価の整備・運用の支援及び財務諸表に係る内部統制評価を行い、内部統制システムの充実を図るとともに、重要な問題が発見された場合は代表取締役へ報告し、適時かつ適正に改善を指導しています。また内部監査については、年間の監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役へ報告しています。

⑤ **監査役監査の実効性について**

監査役は取締役会、取締役・執行役員合同会議、その他重要な会議に出席し、代表取締役との会合を通じて法定事項、決議された事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項の監視・監督を行っています。また、会計監査人より事業年度の監査計画や監査結果の定期報告を受けるとともに、年2回グループ監査役協議会を開催し、グループの監査役と情報連携を図ることで監査の実効性を確保しています。

⑥ **子会社管理について**

グループ会社の経営計画、年度予算、その他事業運営に関する重要な事項について事前承認や報告を「グループ経営に関する規程」に定めており、各社は規程に則り必要に応じて管轄部署と協議の上、当社に対し事前承認や報告を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（概要）

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現に資する者が望ましいと考えますが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えます。

また、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に資するものである限り、否定的な見解を有するものではありません。

ただし、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう又は損なう恐れの高い株式等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。このため、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、不適切な株式等の大規模買付提案に対する一定の備えを設けるとともに、株式等の大規模買付提案について株主の皆様が判断をされるために必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取り組み

(イ) 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、上記基本方針の実現に資する取り組みとして、2021年3月期を最終年度とする中期経営計画「PLAN20」を策定し、「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」に取り組みます。

具体的には、基本戦略として以下の3つを掲げております。

a) エネルギー事業の進化

- ・エネルギー流通革命
- ・水素エネルギー社会の推進
- ・再生可能エネルギー事業の拡大

b) 海外を含めた新規事業の創造

- ・産業ガス・機械事業とマテリアル事業の相乗効果による海外展開
- ・成長分野での新規商材・サービスの開発
- ・海外でのカートリッジガス事業の拡大

c) 環境・社会・ガバナンスへの取り組み強化

- ・環境負荷の低減
- ・産業・地域インフラを安心・安全に支える事業の推進
- ・ガバナンスの強化（コンプライアンスの徹底）

また、当社の利益配分に関する基本方針につきましては、安定的な配当により株主の皆様へ還元すると同時に、持続的な成長に繋げるための投資等に活用し、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に応えて参ります。

当社はこれらの取り組みを着実に実行し、「世の中に必要とされる企業」であり続けることにより、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の実現に資することができるものと考えております。

- (ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2017年6月28日開催の第74回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続いたしました。概要は以下のとおりです。

a) 独立委員会の設置

取締役会の恣意的な判断を排し、判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会から独立した諮問機関である独立委員会を設置しております。

b) 対象となる大規模買付行為

当社が発行する株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付行為を対象とします。

c) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報の提供を受けます。また、提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供します。

d) 取締役会評価期間

当社取締役会は、必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、もしくは必要情報が十分に揃わない場合であっても回答期限に到達した場合には、速やかに開示します。また、60日間又は90日間の評価期間（最大30日間の延長が可能）を設定し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討を行います。

e) 対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、取締役会評価期間内に当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行います。

i) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合、又は大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

ii) 対抗措置の不発動を勧告する場合

i)に定める場合を除き、独立委員会は、対抗措置の不発動を勧告します。

f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。

g) 対抗措置の具体的内容

大規模買付者のみが行使できない新株予約権を、株主へ無償で割当てることを対抗措置とします。

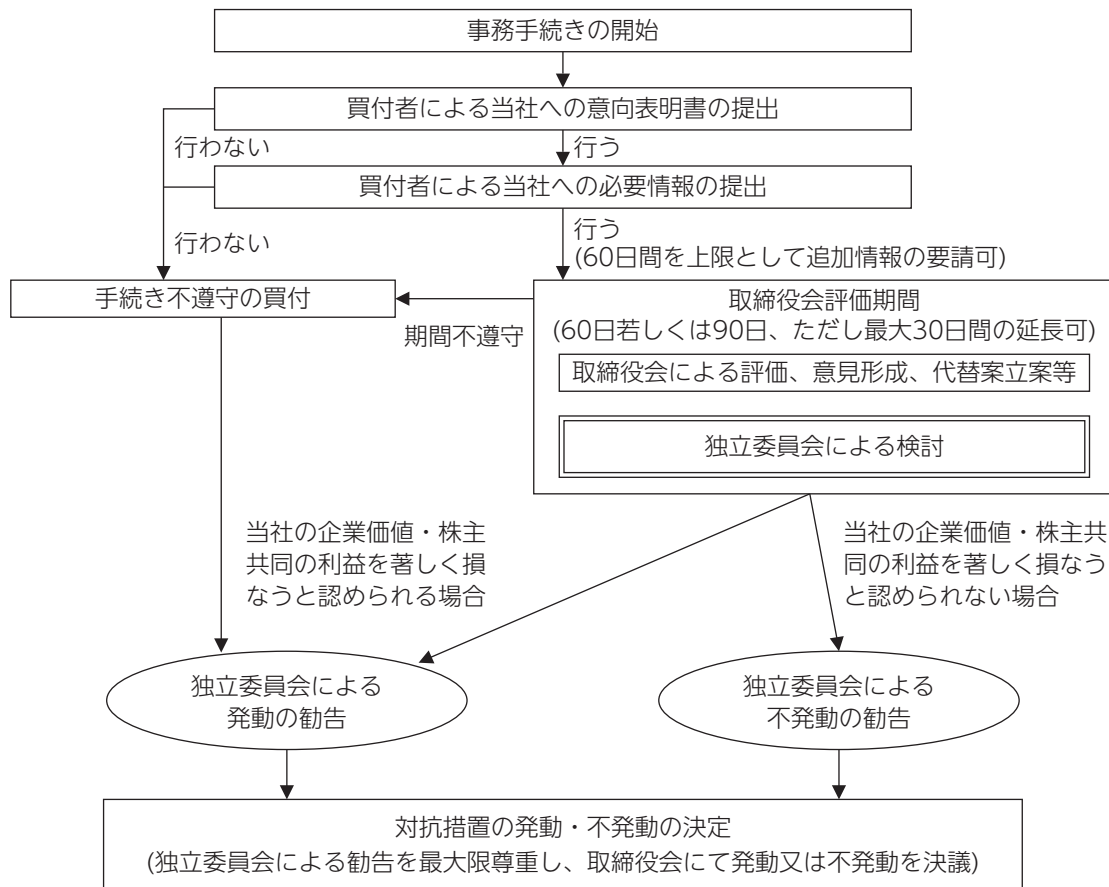
h) 有効期間、変更及び廃止

本買収防衛策の有効期間は、2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されます。また、当社取締役会により廃止の決議がなされた場合には、その時点で廃止されるものとします。

i) 買収防衛策の手続き

買収防衛策の手続きに関するフローの概要は以下のとおりです。

買収防衛策の手続きに関するフロー図



本買収防衛策の詳細については、当社ウェブサイト (<http://www.iwatani.co.jp/>) をご覧ください。

③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画等の各施策及び本買収防衛策の導入は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的を持って実施されているものであり、基本方針に沿うものです。

また、本買収防衛策は、導入において株主総会の承認を受けていること、取締役会から独立した独立委員会が対抗措置の発動の是非を勧告すること、対抗措置の発動要件が合理的・客観的であり取締役会による恣意的な発動を防ぐ仕組みとなっていること、並びに、株主総会又は取締役会により廃止できることなどにより、合理性が担保されており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中に記載しております数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他比率等は四捨五入により表示しております。
なお、本事業報告中の記載金額における消費税等の扱いは、税抜方式によっております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	203,772	流 動 負 債	191,131
現 金 及 び 預 金	25,525	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	67,844
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	107,041	電 子 記 録 債 務	25,068
電 子 記 録 債 権	13,467	短 期 借 入 金	19,434
商 品 及 び 製 品	33,695	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	3,671
仕 掛 品	3,737	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	35,016
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,800	リ ー ス 債 務	834
そ の 他	15,705	未 払 法 人 税 等	6,650
貸 倒 引 当 金	△200	賞 与 引 当 金	5,152
		そ の 他	27,459
固 定 資 産	265,942	固 定 負 債	87,432
有 形 固 定 資 産	171,793	長 期 借 入 金	64,743
建 物 及 び 構 築 物	38,528	リ ー ス 債 務	2,877
貯 蔵 設 備	7,126	繰 延 税 金 負 債	5,207
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	38,479	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,493
工 具、器 具 及 び 備 品	14,857	訴 訟 損 失 引 当 金	163
土 地	65,331	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,615
リ ー ス 資 産	3,673	そ の 他	7,332
建 設 仮 勘 定	3,797		
無 形 固 定 資 産	16,767	負 債 合 計	278,563
の れ ん	12,904	純 資 産 の 部	
そ の 他	3,863	株 主 資 本	166,071
		資 本 金	20,096
		資 本 剰 余 金	16,728
投 資 そ の 他 の 資 産	77,381	利 益 剰 余 金	130,762
投 資 有 価 証 券	63,769	自 己 株 式	△1,515
長 期 貸 付 金	141		
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,145	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	16,194
繰 延 税 金 資 産	3,233	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,119
そ の 他	9,666	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,608
貸 倒 引 当 金	△575	為 替 換 算 調 整 勘 定	558
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△91
		非 支 配 株 主 持 分	8,885
資 産 合 計	469,715	純 資 産 合 計	191,152
		負 債 純 資 産 合 計	469,715

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金	額
売上高		686,771
売上原価		510,512
売上総利益		176,259
販売費及び一般管理費		147,531
営業利益		28,728
営業外収益		
受取利息	289	
受取配当金	1,223	
為替差益	378	
持分法による投資利益	471	
補助金の収入	877	
その他	2,533	5,774
営業外費用		
支払利息	874	
売上割引	415	
解約違約金	260	
その他	681	2,231
経常利益		32,270
特別利益		
固定資産売却益	517	
投資有価証券売却益	58	
負ののれん発生益	303	
補助金の収入	213	1,092
特別損失		
固定資産売却損	229	
固定資産除却損	431	
減損損失	85	
投資有価証券評価損	111	
関係会社清算損	76	
固定資産圧縮損	229	1,164
税金等調整前当期純利益		32,197
法人税、住民税及び事業税	10,306	
法人税等調整額	66	10,373
当期純利益		21,824
非支配株主に帰属する当期純利益		829
親会社株主に帰属する当期純利益		20,994

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,096	16,680	112,968	△1,521	148,223
当期変動額					
剰余金の配当			△3,201		△3,201
親会社株主に帰属する当期純利益			20,994		20,994
自己株式の取得				△16	△16
自己株式の処分		37		23	60
連結子会社株式の取得による持分の増減		10			10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	48	17,793	6	17,848
当期末残高	20,096	16,728	130,762	△1,515	166,071

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	16,283	661	△22	263	17,186	8,577	173,986
当期変動額							
剰余金の配当							△3,201
親会社株主に帰属する当期純利益							20,994
自己株式の取得							△16
自己株式の処分							60
連結子会社株式の取得による持分の増減							10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,164	946	580	△354	△991	308	△682
当期変動額合計	△2,164	946	580	△354	△991	308	17,165
当期末残高	14,119	1,608	558	△91	16,194	8,885	191,152

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
- (イ) 連結子会社の数 106社
- (ロ) 主要な連結子会社の名称
- 主要な連結子会社の名称については、事業報告中「1. 企業集団の現況に関する事項 (5) 重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載しております。
- なお、当連結会計年度に連結子会社が1社増加し、2社減少しました。
- 増加については、株式購入によるものです。
- 減少については、1社は清算、1社は株式譲渡によるものです。
- (2) 主要な非連結子会社名及び連結の範囲から除いた理由
- イワタニガスエンジニアリング(株)ほか非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益の合計額（持分に見合う額）及び利益剰余金等の合計額（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なり、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の計算書類を使用している子会社は次のとおりであります。
- | 連 結 子 会 社 名 | 決算日 |
|---|-------|
| DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD.
(大 連 岩 谷 気 体 机 具 有 限 公 司) | 12月末日 |
| そ の 他 の 海 外 子 会 社 28社 | 12月末日 |
- (4) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社のうち子会社としなかった会社名と理由
- 該当事項はありません。
- (5) 支配が一時的であると認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項
- 該当事項はありません。
- (6) 開示対象特別目的会社に関する事項
- 該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した会社名と数

イワタニ福岡ガスセンター(株)等非連結子会社53社、日鉱液化ガス(株)等関連会社38社、合計91社の投資については持分法を適用しております。

なお、当連結会計年度に持分法適用会社が1社増加し、1社減少しました。

増加については、株式購入によるものです。

減少については、連結子会社との合併によるものです。

(2) 持分法を適用しない会社名と理由

持分法を適用していない関連会社の主要な会社は次のとおりであります。

甲賀協同ガス(株)

静岡ガスセンター(株)

大阪マルキガス(株)

これらの関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社名と理由

該当事項はありません。

(4) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

1) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

2) その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ……………時価法

(ハ) たな卸資産

通常の販売目的で保有する

たな卸資産……………評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

1) 商品

主として先入先出法

2) 製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産……………主として定率法

(リース資産を除く) ……ただし、以下のものは定額法

1) 当社の堺 L P G 貯蔵基地、水素ステーションに係る有形固定資産

2) 一部の連結子会社の高圧ガス製造設備等

3) 1998年4月1日以後に取得した建物

(建物附属設備を除く)

4) 2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物

(ロ) 無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(ハ) リース資産

所有権移転外

ファイナンス・リース……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、リース契約1件あたりのリース料総額が3百万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(ニ) 長期前払費用……………均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額を計上しております。
- (ハ) 役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (ニ) 訴訟損失引当金……………訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められている額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(ハ) のれんの償却に関する事項

のれんについては、発生の連結会計年度より10年以内で均等償却を行っております。

(ニ) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(ホ) 連結計算書類に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度において流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」（前連結会計年度2,322百万円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(1) 債務の担保に供している資産は次のとおりです。

(差入資産の種類)

建物及び構築物	1,038百万円(389百万円)
貯蔵設備	6 // (6 //)
機械装置及び運搬具	134 // (134 //)
工具、器具及び備品	1 // (1 //)
土地	1,181 // (660 //)
投資有価証券	73 // (- //)
合計	2,435百万円(1,192百万円)

(債務の種類)

支払手形及び買掛金	558百万円(-百万円)
短期借入金	140 // (- //)
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	113 // (- //)
合計	811百万円(-百万円)

※上記のうち、() 内は、内数で工場財団抵当（工場抵当を含む）に供されている資産並びに当該債務を表示しております。

(2) 第三者の借入等に対する担保に供している資産は次のとおりです。

(差入資産の種類)

投資有価証券	480百万円
--------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 216,663百万円

3. 圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は6,377百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、内訳は次のとおりです。

建 物 及 び 構 築 物	614百万円
貯 蔵 設 備	421 //
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,069 //
工 具、器 具 及 び 備 品	76 //
ソ フ ト ウ ェ ア (無形固定資産「その他」)	9 //
借 地 権 (無形固定資産「その他」)	185 //
合 計	6,377百万円

4. 保証債務

下記の関係会社等の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。
(関係会社)

蘇 州 金 生 機 能 材 料 有 限 公 司	55百万円
小 計	55百万円
(ローン関係)	
住 宅 ロ ー ン	2百万円
小 計	2百万円
合 計	58百万円

5. 受取手形裏書譲渡高

受 取 手 形 裏 書 譲 渡 高 8百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	50,273,005	－	－	50,273,005

2. 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	1,071,902	4,869	16,392	1,060,379

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	2,728株
持分法適用会社が取得したこと等による 自己株式（当社株式）の当社帰属分の増加	2,141株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度としての自己株式の処分 による減少	16,300株
単元未満株式の買増請求による減少	92株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	3,201	65	2019年3月31日	2019年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2020年6月24日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	4,680	95	2020年3月31日	2020年6月25日

(注) 1株当たり配当額には創業90周年記念配当20円が含まれております。

4. 新株予約権等に関する事項

(単位：株)

会 社 名	内 訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数			
			当連結会計 年度期首	増 加	減 少	当連結会計 年 度 末
岩谷産業(株)	2020年満期 ユーロ円建 転換社債型 新株予約権 付社債	普通株式	8,128,759	44,737	－	8,173,496
合 計			8,128,759	44,737	－	8,173,496

- (注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 転換価格を調整したことに伴い、目的となる株式の数が増加しました。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金の運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは社内管理規程に従い実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	25,525	25,525	－
(2) 受取手形及び売掛金	107,041	107,041	－
(3) 電子記録債権	13,467	13,467	－
(4) 投資有価証券			
① 其他有価証券	40,258	40,258	－
② 関係会社株式	6,562	5,868	△693
資産 計	192,856	192,163	△693
(1) 支払手形及び買掛金	67,844	67,844	－
(2) 電子記録債務	25,068	25,068	－
(3) 短期借入金	19,434	19,434	－
(4) 社債	35,016	35,096	79
(5) 長期借入金	68,414	68,776	362
負債 計	215,777	216,219	441
デリバティブ取引※			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(5)	(5)	－
② ヘッジ会計が適用されているもの	2,277	2,277	－
デリバティブ取引 計	2,271	2,271	－

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (5) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引の対象物の種類ごとに、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	180
非上場株式	2,049
関係会社株式	13,311
関係会社出資金	1,407

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,703円	65銭
1 株当たり当期純利益	426円	63銭

企業結合に関する注記

取得による企業結合

当社の連結子会社であるDoral Mineral Sands Pty Ltd (Doral Pty Ltdの100%子会社) は2019年6月27日付けにてKeysbrook Leucoxene Pty Ltdとの間で株式譲渡契約を締結し、同年7月1日に株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Keysbrook Leucoxene Pty Ltd

事業の内容 ミネラルサンドの採掘・販売

②企業結合を行った主な理由

Keysbrook Leucoxene Pty Ltdが有する鉱区は、今後の調査により長期に渡り掘削が可能な長期鉱区となる可能性があります。

本件株式取得により、Doral Mineral Sands Pty Ltdの現鉱区も含め複数拠点での操業及び長期鉱区での安定的な操業が可能となり、ミネラルサンド事業の収益の安定と規模の拡大ができるものと判断いたしました。

③企業結合日

2019年7月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるDoral Mineral Sands Pty Ltdが現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間
2019年7月1日から2019年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価 現金 29百万豪ドル
取得原価 29百万豪ドル

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザーに対する報酬・手数料等 271百万円

(5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

①負ののれん発生益の金額

303百万円

②発生原因

企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったためであります。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産 908百万円

固定資産 3,430百万円

資産合計 4,338百万円

流動負債 515百万円

固定負債 1,312百万円

負債合計 1,827百万円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

重要な後発事象に関する注記

多額な資金の借入

当社は、2020年4月30日付で、総額300億円の融資契約（当座貸越契約及びコミットメントライン契約）を締結し、借入を実行しております。

1. 融資契約締結の目的

現状の短期借入枠で資金繰りに不安はございませんが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、企業活動の先行き不透明感が増す中、不測の事態に備えるため、300億円の短期借入枠を新たに設定しております。

2. 融資契約の概要

(1) 当座貸越契約

- | | |
|-----------------|---|
| ① 契約金額 | 150億円 |
| ② 利率 | 基準金利＋スプレッド |
| ③ 契約締結日 | 2020年4月30日 |
| ④ 実行可能期間 | 2020年4月30日～2021年4月28日までの1年間 |
| ⑤ 借入金額 | 150億円 |
| ⑥ 借入実行日 | 2020年4月30日 |
| ⑦ 資金用途 | 事業資金 |
| ⑧ 借入先 | 株式会社三菱ＵＦＪ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、農林中央金庫 |
| ⑨ 担保提供資産又は保証の内容 | なし |

(2) コミットメントライン契約

- | | |
|-----------------|---|
| ① 契約金額 | 150億円 |
| ② 利率 | 基準金利＋スプレッド |
| ③ 契約締結日 | 2020年4月30日 |
| ④ 実行可能期間 | 2020年4月30日～2021年4月28日までの1年間 |
| ⑤ 借入金額 | 150億円 |
| ⑥ 借入実行日 | 2020年5月7日 |
| ⑦ 資金用途 | 事業資金 |
| ⑧ 借入先 | 株式会社三菱ＵＦＪ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、農林中央金庫 |
| ⑨ 担保提供資産又は保証の内容 | なし |

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(单位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	134,885	流動負債	143,288
現金及び預金	6,847	支払手金	1,195
受取掛金	12,064	支子記簿債	24,401
電子記録	11,022	買掛金	52,111
売掛金	62,011	短期借入金	8,660
一社債	2	1年内返済予定の長期借入金	2,003
商前金	21,171	1年内償還予定の社債	35,016
前払費用	2,368	リース負債	33
未払金	577	リース費用	9,963
未払消費税	5,258	未払法人税等	439
未払引当金	13,628	繰上り受取金	3,059
	△67	繰上り引当金	1,966
		繰上り収益	177
		繰上り損失	12
		繰上り益金	2,042
		繰上り金	2,202
固定資産	196,334	固定負債	69,659
有形固定資産	78,502	長期借入金	60,947
建物	16,733	繰上り入金	143
構築物	3,576	繰上り入金	4,957
機械及び装置	4,156	繰上り入金	1,480
運搬具	8,917	繰上り入金	813
工具及び備品	161	繰上り入金	1,316
土地	1,107		
建物	42,906		
一社債	177		
投資勘定	765		
無形固定資産	1,577	負債合計	212,947
のれん	5	純資産の部	
営業所有権	26	株主資本	103,118
ソフトウェア	48	資本金	20,096
その他の工	794	資本剰余金	18,050
	702	資本準備金	5,100
投資その他の資産	116,253	資本剰余金	12,950
投資有価証券	39,949	資本剰余金	66,399
関係会社出資	51,425	資本剰余金	66,399
関係会社出資	21	資本剰余金	282
関係会社出資	8,921	資本剰余金	66,117
関係会社出資	0	資本剰余金	△1,427
関係会社出資	11,542	自己株式	
関係会社出資	391	評価・換算差額等	15,153
関係会社出資	152	その他有価証券評価差額金	13,570
関係会社出資	890	繰上りヘッジ損益	1,583
関係会社出資	3,442		
関係会社出資	△483		
資産合計	331,220	純資産合計	118,272
		負債純資産合計	331,220

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	20,096	5,100	12,912	18,012	290	56,832	57,123	△1,440	93,791
当期変動額									
剰余金の配当						△3,201	△3,201		△3,201
当期純利益						12,478	12,478		12,478
固定資産圧縮積立金の取崩					△8	8	－		－
自己株式の取得								△10	△10
自己株式の処分			37	37				23	60
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	37	37	△8	9,284	9,276	13	9,327
当期末残高	20,096	5,100	12,950	18,050	282	66,117	66,399	△1,427	103,118

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合 計	
当期首残高	15,492	728	16,221	110,013
当期変動額				
剰余金の配当				△3,201
当期純利益				12,478
固定資産圧縮積立金の取崩				－
自己株式の取得				△10
自己株式の処分				60
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,922	854	△1,068	△1,068
当期変動額合計	△1,922	854	△1,068	8,259
当期末残高	13,570	1,583	15,153	118,272

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

(イ) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

(ロ) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

(ハ) その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産

通常の販売目的で保有する

たな卸資産……………評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品

先入先出法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、以下のものは定額法

(イ) 堺 L P G 貯蔵基地、水素ステーションに係る有形固定資産

(ロ) 1998年4月1日以後に取得した建物

（建物附属設備を除く）

(ハ) 2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物

(2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外

ファイナンス・リース……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、リース契約1件あたりのリース料総額が3百万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用……………均等償却

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- (2) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (3) 計算書類に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「補助金収入」（前事業年度725百万円）については、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

第三者の借入等に対する担保に供している資産は次のとおりです。
(差入資産の種類)

投 資 有 価 証 券 480百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 83,676百万円

3. 圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は4,907百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、内訳は次のとおりです。

建	物	214百万円
構	築 物	144 //
貯	蔵 設 備	421 //
機	械 及 び 装 置	3,788 //
車	両 運 搬 具	83 //
工	具、器 具 及 び 備 品	68 //
ソ	フ ト ウ エ ア	1 //
借	地 権	185 //
合	計	4,907百万円

4. 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(関係会社)

イワタインダストリアルガスインドネシア社	512百万円
山口リキッドハイドロジェン(株)	416 //
合 計	929百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務で、区分掲記されたもの以外は次のとおりであります。

短 期 金 銭 債 権	31,026百万円
長 期 金 銭 債 権	992百万円
短 期 金 銭 債 務	26,347百万円
長 期 金 銭 債 務	80百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	118,191百万円
仕 入 高	87,104百万円
そ の 他 の 営 業 取 引 高	20,582百万円
営 業 取 引 以 外 の 取 引 高	8,462百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,023,026	2,728	16,392	1,009,362

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 2,728株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度としての自己株式の処分による減少 16,300株

単元未満株式の買増請求による減少 92株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	167百万円
賞与引当金	623 //
未払事業税	221 //
投資有価証券評価損	230 //
関係会社株式評価損	41 //
減損損失	582 //
不動産信託解約損	328 //
退職給付引当金	326 //
その他	1,044 //
繰延税金資産小計	3,566百万円
評価性引当額	△1,501百万円
繰延税金資産合計	2,064百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,819百万円
固定資産圧縮積立金	△123 //
その他	△1,079 //
繰延税金負債合計	△7,022百万円
繰延税金負債純額	△4,957百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.0 //
住民税均等割	0.3 //
その他	△1.5 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.1%

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、各種高圧ガスの供給設備及び製造設備（機械及び装置）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1	年	内	517百万円
1	年	超	2,052 //
合		計	2,569百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	岩谷瓦斯株式会社	100%	製品等の購入 役員の兼任	製品等の購入	42,715	買掛金	7,862
子会社	岩谷興産株式会社	100%	ファクタリング取引 資金の貸付 役員の兼任	ファクタリング取引	32,196	買掛金	9,423
				資金の貸付	2,089	未払金	2,043
				資金の返済	1,171	長期貸付金	5,848
				資金の貸付	－		7,200
子会社	岩谷マルチガス株式会社	100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の返済	－	長期貸付金	
子会社	ドロール会社	100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	142	短期貸付金	1,949
				資金の返済	112		
				資金の貸付	4,178	長期貸付金	3,866
				資金の返済	448		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社の消費税等の処理方法は、税抜方式によっているため、取引金額には消費税等は含めておりません。
2. 製品等の購入につきましては、一般取引条件を勘案して決定しております。
3. ファクタリング取引の取引条件につきましては、市場情勢を勘案して決定しております。
4. 子会社に対する貸付金につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,400円81銭
1 株当たり当期純利益	253円30銭

重要な後発事象に関する注記

多額な資金の借入

当社は、2020年4月30日付で、総額300億円の融資契約（当座貸越契約及びコミットメントライン契約）を締結し、借入を実行しております。

1. 融資契約締結の目的

現状の短期借入枠で資金繰りに不安はございませんが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、企業活動の先行き不透明感が増す中、不測の事態に備えるため、300億円の短期借入枠を新たに設定しております。

2. 融資契約の概要

(1) 当座貸越契約

- | | |
|-----------------|---|
| ① 契約金額 | 150億円 |
| ② 利率 | 基準金利＋スプレッド |
| ③ 契約締結日 | 2020年4月30日 |
| ④ 実行可能期間 | 2020年4月30日～2021年4月28日までの1年間 |
| ⑤ 借入金額 | 150億円 |
| ⑥ 借入実行日 | 2020年4月30日 |
| ⑦ 資金用途 | 事業資金 |
| ⑧ 借入先 | 株式会社三菱ＵＦＪ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、農林中央金庫 |
| ⑨ 担保提供資産又は保証の内容 | なし |

(2) コミットメントライン契約

- | | |
|-----------------|---|
| ① 契約金額 | 150億円 |
| ② 利率 | 基準金利＋スプレッド |
| ③ 契約締結日 | 2020年4月30日 |
| ④ 実行可能期間 | 2020年4月30日～2021年4月28日までの1年間 |
| ⑤ 借入金額 | 150億円 |
| ⑥ 借入実行日 | 2020年5月7日 |
| ⑦ 資金用途 | 事業資金 |
| ⑧ 借入先 | 株式会社三菱ＵＦＪ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、農林中央金庫 |
| ⑨ 担保提供資産又は保証の内容 | なし |

第 77 期

附 属 明 細 書

事業年度	自	2019年4月1日
	至	2020年3月31日

岩谷産業株式会社

目 次

頁

事業報告の附属明細書		1
------------	-------	---

- 1. 会社役員その他の法人等の業務執行取締役等との兼職状況の明細 1

計算書類の附属明細書		2
------------	-------	---

- 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細 2
- 2. 引当金の明細 2
- 3. 販売費及び一般管理費の明細 3

附 属 明 細 書（事業報告関係）

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

1. 会社役員その他の法人等の業務執行取締役等との兼職状況の明細

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	関 係
取 締 役	牧 野 明 次	セントラル石油瓦斯(株)	取締役	子会社（注）
		岩谷瓦斯(株)	取締役会長	子会社（注）
		キンセイマテック(株)	取締役	子会社（注）
		ダイキン工業(株)	社外取締役	特別な関係はありません
	渡 邊 敏 夫	セントラル石油瓦斯(株)	監査役	子会社（注）
		岩谷瓦斯(株)	監査役	子会社（注）
		キンセイマテック(株)	監査役	子会社（注）
	上 羽 尚 登	DORAL PTY LTD.（ドラール会社）	DIRECTOR（取締役）	子会社（注）
		IWATANI (CHINA) LIMITED （岩谷(中国)有限公司）	董事（取締役）	子会社
	渡 邊 聡	エーテック(株)	取締役	子会社
	堀 口 誠	西日本イワタニガス(株)	取締役	子会社（注）
		IWATANI (CHINA) LIMITED （岩谷(中国)有限公司）	董事（取締役）	子会社
	大 川 格	岩谷瓦斯(株)	監査役	子会社（注）
		西日本イワタニガス(株)	監査役	子会社（注）
		岩谷興産(株)	取締役	子会社
		岩谷物流(株)	監査役	子会社
		IWATANI (CHINA) LIMITED （岩谷(中国)有限公司）	董事（取締役）	子会社

（注）当該兼職先の事業の一部は、当社の事業と同一の部類のものであります。

附 属 明 細 書（計算書類関係）

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	16,371	1,405	13	1,029	16,733	18,885
	構築物	3,149	707	4	275	3,576	8,177
	貯蔵設備	4,593	936	4	1,368	4,156	23,849
	機械及び装置	10,040	1,010	42	2,090	8,917	27,269
	車両運搬具	217	4	0	60	161	306
	工具、器具及び備品	1,129	338	4	356	1,107	4,855
	土地	42,164	818	76 (5)	—	42,906	—
	リース資産	251	3	32	45	177	331
	建設仮勘定	705	5,197	5,136	—	765	—
	計	78,622	10,422	5,314 (5)	5,227	78,502	83,676
無形固定資産	のれん	12	—	—	7	5	
	工業所有権	10	20	—	4	26	
	借地権	48	185	185	—	48	
	ソフトウェア	953	183	—	342	794	
	リース資産	—	—	—	—	—	
	その他	123	955	375	0	702	
	計	1,147	1,345	560	354	1,577	

- （注） 1. 建設仮勘定の当期増加額5,197百万円のうち主なものは、水素ステーション2,350百万円、ヘリウムコンテナ241百万円であります。
2. 当期減少額の下段（ ）内の数字は、内書きで減損損失の計上額であります。
3. 当期減少額には、国庫補助金等による圧縮記帳額192百万円が含まれております。

2. 引当金の明細

（単位：百万円）

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	630	69	148	550
賞与引当金	2,038	2,042	2,038	2,042
退職給付引当金	1,525	247	292	1,480

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
販 売 手 数 料	429	
支 払 充 填 料	1,921	
運 搬 費	12,141	
広 告 宣 伝 費	1,139	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△21	
役 員 報 酬	1,065	
役 員 賞 与	482	
給 与 手 当 及 び 賞 与	10,482	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	2,042	
退 職 給 付 費 用	775	
福 利 厚 生 費	2,303	
交 際 費	1,023	
旅 費 交 通 費	2,198	
通 信 費	374	
光 熱 費	481	
消 耗 品 費	548	
租 税 公 課	1,624	
賦 課 金	298	
減 価 償 却 費	4,843	
修 繕 費	1,331	
保 険 料	401	
賃 借 料	6,098	
支 払 手 数 料	8,166	
寄 付 金	248	
図 書 費	49	
海 外 費 用	68	
研 究 開 発 費	2,361	
雑 費	339	
計	63,221	

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

岩谷産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中畑孝英 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

土居正明 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

龍田佳典 

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩谷産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩谷産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

岩谷産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中畑孝英 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

土店正明 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

龍田佳典 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩谷産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、他の監査役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

岩谷産業株式会社 監査役会

常勤監査役

尾瀬豊文



常勤監査役

福澤芳秋



社外監査役

工屈井昌弘



社外監査役

篠原祥弘

